

防災ネットワーク倫理綱領

制定 令和8年1月1日

防災ネットワークは以下を倫理綱領として、会員企業及び登録団体の行動規範を定める。
私たちは良心を大切にし、誇りを持って、国や建設業界の明るい未来づくりに貢献するとともに、誰ひとり取り残さない持続可能な社会を実現し、未来を担う子どもたちに夢と希望を届けることを目指しています。

I. 社会的責任の遂行

被災住宅の早期復旧と悪質事業者の撲滅という目的を達成するべく、自らの使命や役割を自覚し責任ある行動をする。

II. 法令等の遵守

被災した住宅のいち早い復旧と、悪質な事業者の排除をめざし、自らの使命と役割を胸に、責任をもって行動します。

III. 地域社会への貢献

地域の皆さまと積極的にコミュニケーションを重ね、理解と信頼を築きながら、地域社会の発展に貢献できるよう努めます。

IV. 資質の向上

関係者の皆さまに安心と満足をお届けできるよう、災害復旧工事はもちろん、建設工事全般にわたる専門知識を身につけ、技術と技能を日々磨くとともに、人材育成にも力を努めます。

V. 災害の防止

現場の安全衛生管理を大切にし、二次災害や公衆災害、労働災害などを未然に防ぐよう心がけます。

VI. 環境への配慮

周辺の皆さまにご迷惑をおかけしないよう、工事で発生する騒音などに十分配慮し、作業日時も調整して周辺環境を守ります。また、省資源とリサイクルを推進し、廃棄物を適切に処理することで、地球環境にやさしい事業活動を心がけます。

Ⅶ. 反社会的勢力の排除

関連法令や条例をしっかりと守りながら、以下に掲げるような反社会的勢力やその関係者・事業に関わらないよう、十分に注意します。

- (1) 地方自治法その他法令に基づく指名停止・入札参加停止等の処分を受けている者
- (2) 暴力団員等反社会的勢力やその関係者
- (3) 会社更生手続・民事再生手続の開始申立てがなされているなど、経営不振状態にある者(ただし、指定機関が経営改善を認めた場合は除く)
- (4) 直近1年間に法人税、消費税などを滞納している者
- (5) 公序良俗に反する事業を行っている、または公的支援にふさわしくないと判断される者
- (6) 政治活動、宗教活動、選挙活動を主たる目的とするもの
- (7) 現金給付を主たる目的とするもの
- (8) 社会倫理や公序良俗に反する内容を含むもの

Ⅷ. 各関係者への姿勢

(1) 関係者の満足

各関係者の期待にしっかりお応えできるよう、防災ネットワークの会員企業同士連携し、単なる復旧作業にとどまらず、住み心地の向上や被害再発防止まで考えたアドバイスをを行い、安心と信頼をお届けできるよう心がけます。

(2) 情報の開示

各関係者が適切に選択・判断できるように、常に最新で正確な情報を分かりやすくお伝えすることを大切にします。

(3) 見積、契約等について

見積書や契約書をお渡しする際に、誤解が生じないように正確で分かりやすい内容を心がけ、十分なご説明を行います。

以上